

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔芳賀貢君登壇〕

○芳賀貢君 ただいま議題となりました各件について、決算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、予備費等の各件について御説明をいたします。

これらは、財政法の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。そのうち、昭和五十年度分は、昭和五十一年一月から三月までの間ににおいて使用が決定されたものであります。一般会計予備費は、国民年金庫負担金の不足を補うために必要な経費等三十四件で、その金額は千五百七十九億円余であります。

特別会計予備費は、労働保険特別会計雇用勘定における失業給付金の不足を補うために必要な経費等十一特別会計の十四件で、その金額は千五百七十四億円余であります。

増額は、労働保険特別会計徴収勘定における労働保険料の他勘定への繰り入れに必要な経費等七特別会計の八件で、その金額は千九百十九億円余であります。

また、昭和五十一年度分は、昭和五十一年五月から十二月までの間ににおいて使用が決定されたものであります。一般会計公共事業等予備費は、河川等災害復旧事業費補助等五件に二百七十九億円余の範囲内であります。

一般会計予備費は、国内産糖製造事業等特別対策に必要な経費等二十八件で、その金額は百八十億円余であります。

特別会計予備費は、食糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米の買い入れに必要な経費等三特別会計の八件で、その金額は千七百四十五億円余であります。

一般会計予備費は、国内産糖製造事業等特別対策に必要な経費等二十八件で、その金額は百八十億円余であります。

増額は、國債整理基金特別会計における短期証券償還に必要な経費等七特別会計の十七件で、その金額は六百九十五億円余であります。

委員会におきましては、昨年十二月三十日に昭和五十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その2)外二件、本年一月二十五日に昭和五十年度一般会計予備費使用総調書(その1)外二件の付託を受け、五月十六日大藏大臣から説明を受け取した後、予備費の予算計上への増大と国会の財政処理権との関係、公共事業等予備費の新設理由及びその使途などについて質疑が行われ、十

七日に質疑を終了し、直ちに討議に入りましたところ、自由民主党を代表して森下元晴君は承諾に賛成、日本社会党を代表して安藤義君は承諾に反対、公明党・国民会議を代表して春田重昭君は承諾に反対日本共産党・革新共同を代表して森下元晴君は、昭和五十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その1)は承諾に賛成、

その他の各件は承諾に反対の意見を述べられ、次いで、採決の結果、各件はいずれも多数をもつて承諾を与えるべきものと議決いたしました。

次に、国庫債務負担行為の兩件について御説明いたします。

兩件は、財政法の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和五十年度分は、河川等災害復旧事業費補助等五件に二百七十九億円余の範囲内であります。

また、昭和五十一年度分は、直轄道路災害復旧費に五億円余であります。

一般会計予備費は、国内産糖製造事業等特別対策に必要な経費等二十八件で、その金額は百八十億円余であります。

増額は、國債整理基金特別会計における短期証券償還に必要な経費等七特別会計の十七件で、その金額は六百九十五億円余であります。

議がないと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) これより採決に入ります。

まず、日程第一の三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多數。よって、三件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第二の四件中、昭和五十一年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その1)、昭和五十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管経費調書(その1)及び昭和五十一年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各所管経費調書(その1)の三件を一括して採決いたしました。

三件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めて

○議長(保利茂君) 〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多數。よって、三件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第三及び第四の兩件を一括して採決の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多數。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第三及び第四の兩件を一括して採決の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、兩件とも委員長報告のとおり決しました。

○瓦力君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第五とともに、地方行政委員長提出、地方自治法の一部を改正する法律案を委員会の審査を省略して追加し、両案を一括議題となし、委員長の報告及び趣旨弁明を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(保利茂君) 瓦力君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

○議長(保利茂君) 改正する法律案(内閣提出、參議院送付)地方法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

○議長(保利茂君) 日程第五、統砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案、地方自治法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といいます。

○議長(保利茂君) 委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。地方行政委員長地崎宇三郎君。

○議長(保利茂君) 日程第五、統砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案、地方自治法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といいます。

○議長(保利茂君) 委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。地方行政委員長地崎宇三郎君。

初めに、内閣提出の銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における暴力団等による拳銃等の不法所持及び使用の実情にかんがみ、これらの拳銃等の供給源を封するため、銃砲に改造することができる模擬銃器の販売目的の所持を規制するとともに、拳銃等の輸入禁止違反及び所持禁止違反等に対する罰則を強化することとしております。

本案は、五月二日参議院より送付され、同日本委員会に付託となり、同十三日小川国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、慎重に審査を行いました。

五月十七日本案に対する質疑を終了いたしましたところ、日本社会党の提案により、総理府令の制定に当たっては、模擬銃器審議会を設け、その意見を聞かなければならぬこととする内容の修正案が提出され、佐藤敬治君からその趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、採決を行いましたところ、修正案は賛成少数をもつて否決され、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党・国民會議、民社党、日本共産党・革新共 同及び新自由クラブの大党共同提案により、模擬銃器に係る総理府令制定に当たり専門的知識を有する者からの意見聴取、暴力団犯罪取り締まりの継続徹底、獵銃用火薬類不正流出防止の徹底を内容とする附帯決議を付することに決しました。

次に、地方行政委員長提出の地方自治法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、各党の合意に基づき、本日成案を得、地方行政委員会の提出に係る法律案として提出されたものであります。

御承知のように、東京都の議会議員の定数につきましては、昭和四十四年の地方自治法の改正に

より、道府県議会議員の定限百二十人に特別区存する区域の人口を百五十万人で除して得た数を限度として、条例でこれを百三十人まで増加することができます。

今回、特別区の特殊性にかんがみ、この特例措置の百五十万人の人口基準を緩和して、東京都が条例で定数増加が國られる措置を講じようとするものであります。

本案は、このような趣旨から、定数増加についての特例措置の人口基準を百万人に改めようとするものであります。

以上が本案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) これより採決に入ります。まず、日程第五につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、地方自治法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

日程第六 農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改

定に関する法律等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第六、農業者年金基金法の一部を改正する法律案、日程第七、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正す

る法律案、右両案を一括して議題といたします。

農林水産委員長金子岩三君。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

最初に、両案の内容について申し上げます。

まず、農業者年金基金法の一部を改正する法律案は、昭和五十二年七月に繰り上げようとするものであります。

次に、昭和四十四年度における年金給付の額の自動的改定措置の実施時期を昭和五十三年一月から昭和五十二年七月に繰り上げようとするものであります。

次に、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案は、農林漁業団体職員共済組合による給付に関し、他の共済組合制度に準じて、既定年金の額の改定及び年金の最低保障額の引き上げ並びに標準給与の月額の上下限の引き上げ等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括議題に供し、五月十一日政府から提案理由の説明を聴取し、五月十七日、十八日の両日にわたり慎重に審査を重ねました。

かくて、五月十八日に質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、両案とも全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 両案を一括して採決いたしました。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔本号末尾に掲載〕

日程第八 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

○議長(保利茂君) 日程第八、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長正示啓次郎君。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔正示啓次郎君登壇〕

〔正示啓次郎君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

○正示啓次郎君 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和五十二年五月十九日 衆議院会議録第二十八号 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案外一案 在外公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外一案 在外公

ております。日本にウランを供給するカナダもオーストラリアも、アメリカと完全に歩調をそろえて、核拡散防止の規制を強めようとしております。核燃料サイクルをめぐる困難な国際情勢の中で、政府の再処理ブルトニウム利用の計画を実現させることができるのは、独自の技術もない日本側がどうして相手側の譲歩を得られるのですか。

宇野長官は、記者会見で、東海工場の運転開始を認めてもらうという陳情ではなく、もっと強い態度で臨むと述べておりますが、実現できる自信がありますか。

第四点は、国民の多くは、原子力開発について、電力業界も、原子力メーカーも、政府をも信頼をしておりません。信頼をされていないということは重大なことです。

環境アセスメント法案を提出できなかつたのは、通産省が反対したからであり、その通産省と電力業界とは同じ穴のムジナだと見られておりません。事故があつても報告を怠り、虚偽報告がなされるなど、業界との癒着は目に余るものがあります。

もうかればよろしい、安ければよい、アメリカの原子炉は完全なものだという神話を持ち込んだ結果、原電の操業率は五〇%を割り、最近の定期検査では全部故障という状態であります。

これは、通産省だけではないのであります。「むつ」をめぐる問題では、原子力委員会も、科学技術庁も、運輸省も同罪でございます。日本の原子力が国民から信頼を失った最大の原因は、原子力基本法の自主、民主、公開の三原則を原子力委員会も、政府も、関係業界も実行しなかつたことがあります。

日本の軽水炉型発電施設は、安全の上から見て研究段階にしか達しておりません。この中で、なぜ政府はより危険な再処理を急ぐのか、未完成の核燃料再処理技術なのに民間に再処理を認めるの

あります。(拍手) おりません。オーストラリアも、アメリカと完全に歩調をそろえて、核拡散防止の規制を強めようとしておりま

す。核燃料サイクルをめぐる困難な国際情勢の中で、政府の再処理ブルトニウム利用の計画を実現させることができるのは、独自の技術もない日本側がどうして相手側の譲歩を得られるのですか。

宇野長官は、記者会見で、東海工場の運転開始を認めてもらうという陳情ではなく、もっと強い態度で臨むと述べておりますが、実現できる自信

がありますか。

わが国は、平和利用に徹する国是がとられて

いるが、再処理に成功した場合には、潜在的な核兵器所有国になることを意味します。

核兵器に転用できる九キログラムのブルトニウムと

兵器に転用できる九キログラムのブルトニウムと

あります。

第五点は、再処理の問題は、主観的な意図は別

に、客観的には、一トンの使用済み燃料から、核

兵器に転用できる九キログラムのブルトニウムと

あります。

宇野長官は、総理、昨夜のNHKニュースで、米国の一大学

生が二千ドルで広島型の二分の一の破壊力を持つ

原爆を開発したことが明らかにされました。二千

ドルで広島型の二分の一の破壊力を持つ

臣の見解を承りたいのです。

給水ノズルにしても戻りノズルにしても、温度差があることも、そして絶えず動くことも、初めからわかっていることがあります。原因不明のまま戻りノズルに栓をして、その分だけ制御棒駆動水を減少させて、ノンリターン方式に系統変更を行ふことを原子力委員会安全専門審査会発電用事業炉部会は簡単に了承したようですが、制御機能の確認試験の結果によつて了承したのか、お伺いしたいのです。

私は、これは原子炉本体の構造に関する問題であり、原子力委員会の安全審査の対象になるべきものと考へますが、原子力委員長の見解を承りたいのでござります。

最後に、この法案は今国会では成立する見込みもなくなつた現在、政府が撤回することを要求をいたしまして、私の質問を終ります。(拍手)

〔内閣総理大臣福田赳氏君登壇〕

○内閣総理大臣(福田赳氏君) お答えいたします。

政府のエネルギー戦略はどうかというお尋ねでございますが、いま、石油エネルギー時代でござります。戦略の最大のものは安定した石油の供給を確保することである、かように存じまして、そのような方向の外交を開拓しているわけであります。同時に、いま石油の供給がアラビアに偏つてゐる、これを供給先を多角化する必要がある、さうに考えまして、そのための努力をいたしております。(拍手)

また、わが国の近辺におきましてこの供給網を求めるということができればこんな幸せなことはない、さようなことから、日韓大陸棚協定の成立に情熱を燃やしておる、かような状態でござります。

しかし、石油エネルギーのこれから先を考えますと、そうしたんたるものではない。これから

先、有限な石油エネルギー、その供給はかなり困難になってくるということとも考えなければならぬ。そういうことに対処いたしましては、どうやらもう一つは、新エネルギーの開発である。

新エネルギー」といたしましては、太陽熱も、地熱もという話もある。新エネルギーではありますけれども、石炭の開発も増強しなければならぬ。いろいろ問題はありますけれども、本当に頼れるものは何かとすると、私は核エネルギーと外にないと思うのであります。そういう意味におきまして、核エネルギー政策は大いにこれを推進いたしたい、かようにも考へるのであります。

村山さんはそれじゃ核エネルギー政策は一体どうなつてあるんだ、これは総点検し、再出発をしておけばならないかというようなお話をござりまするけれども、核問題につきましては、一つは安全性の問題があります。この問題につきましては、一つは、安全性の確保、これに努力をしているといふことは御承知のとおりでござります。それから、原子力施設の立地難という問題があるので。この問題の打開もやっていかなければならぬ、これには、これに努力しておることも御承知のとおりであります。

また、アメリカの新原子力政策、これとの調和を図らなければならぬという問題もあることも、これは御承知のとおりであります。この問題につきましては、私は過日、ワシントンにおきましてカーター大統領と会談をし、わが国の立場の理解を求めました。また、ロンドンにおきましてカーター大統領と再び会談いたしまして、その理解を深めるというような努力をいたしたわけでもあります。恐らくよく大統領におきましても私の立場というものを理解してくれた、かように考へております。

的な準備は間違いなく整えられます。ただ、これはアメリカの理解を求めるという問題があるのでありますて、この点につきましては、ただいま申し上げましたとおり、最大の努力をいたし、アメリカにおきましてもわが国の立場を理解した、かように考えております。

なお、何ゆえにこの再処理を急ぐのかというようなお話をございますが、御承知のとおり、わが国にはウラン資源というものがない。このウランを大事に使わなければならぬ。また、プルトニウムができる、そのプルトニウムを大事にしなければならぬ。そういうようなことになりますと、使用済みのこれらの核燃料、これを大事に有效地に使わなければならぬということは、これはもう当然のことなんです。資源小国であり、エネルギー源に乏しいわが国といたしまして、どうしても核に依存しなければならぬ。その際に、核原料であるところのウラン資源を持たないわが国とすると、それを有効に使用するということを考えるを得ないじやありませんか。そういう立場から、この再処理問題は、わが国のエネルギー政策の一環といいたしまして欠くことのできない問題である、かのような認識でござります。

また、何ゆえにこの再処理の事業の運転を民間にやらせるのか、こういうお話をございますが、民間電力業界等におきまして、相当技術水準の高いものを持っております。この高い技術等を利用しないということはまた国家的な損失である、さうに考えまして、指定認可制はとりまするけれども、とにかく民間のそれらの技術も活用をいたしたい、かように考えておる次第でございます。

なお、核開発をしていくとわが国が核兵器団となるんじゃないかというような疑問をお持ちの方々へございますけれども、いま核が平和的に利用されましても、それが核兵器化されないための歴史どめ、これは国内的にも国際的にも相当のもの

的措置を進めようとしておる。また、今回も国内がでておるわけであります。世界で初めての被爆国である。しかも、そういう立場に立ちまして非核三原則というものを持つておるわけであります。これは憲法にも似た国是である。そのわが日本が、持たんとすれば持ち得る立場に立ちながらも、核兵器国になるなどというようなことは、私は國民とともにこれを許さない、そういう見解でございます。

また、そういう立場にある政府が、核廃絶に向かっていかなる努力をしているのかというようなお話をござりますけれども、この核の廃絶といふものは簡単にはいかぬ。これは段階を踏まなければならぬ問題である。こういうふうに思いますが、れども、核兵器化することを廃絶するということについて最大の主張をなし得るのはわが日本である、こういうふうに考えておるのであります。非核三原則を持つておる、また、核の洗礼を受けた国はわが国だけであるという立場にある。わが日本だけが、核を廃絶すべしと言えるただ一つの国である、こういうふうに私は思うのであります。それを私は世界に向かって強調しているのです。過日、カーター大統領とも会談をしたその際にもそれを強調しております。しかし、廃絶と申しましてもそう簡単にいくわけにいきませんよ、皆さん。まず、現実的な段階ということを考えると、核兵器の実験を包括的に禁止するというふうなところから始めなければならない、そういうふうに考え、カーター大統領との間におきましたのも、この運動を展開しようじゃないかということを合意をいたしたわけであります。

なお、最後であります、何か二千ドルで核爆弾ができるのだ、こういうようなお話があるといふ話ですが、寡聞にして私はそれを承知しておりません。(拍手)

の結果として設けることが決定いたしました。わが国は、この日米原子力協定に基づく協議を進めたい、こういうふうに思つておる次第でござります。そこで、再処理工場のホットランに対しましては、御指摘のとおり廃棄物が一番重大な問題であると心得ております。このことに関しましては、昭和四十四年でありますから、原子力委員会におきましてすでにその安全性を確認いたしております。もちろん高レベルの廃棄物に関しましては、現在はまだ技術を開発中でございますから、厳重に保管するということにいたしておりますが、低レベルに関しては、事前にその安全性が確認された場合には、慎重に環境に対し放出することができる、こういうふうに決定をいたしておる次第でございます。もちろん低レベルの廃棄物と申上げましても、非常に慎重をする問題であります。

この間、この本会議場においてお答えいたしましたとおり、現在は二百海里以遠、五千メートルの水深のところをその場所として思つておりますが、いずれにいたしましても、保安規定がござしますから、厳重に管理をし、なおかつ、保安規定に基づきまして、その監視を怠つてはならないと存ずるのであります。監視の結果を、これはまた原子力委員会において再評価をする、こういうふうになつております。

続きまして、では、高レベルの廃棄物は今後どうするかという問題でございますが、これは御指摘がありましたとおりに、高レベルの廃液は固化をしたい、固化をしたい、こういうふうに考えておりますし、また、工芸的にその貯蔵をどうすればよいかという技術に関しましても、ただいま鋭意開発中でございます。それまでの期間は、そうしたものはいずれも再処理施設において貯蔵する十分な能力を持つておりますので、御休心を賜りたいと存じます。

しかしながら、いずれにいたしましても、原子力行政は開発と、そして安全が常に表裏一体でなければならぬ、こういうつもりで、こういう挑戦でわれわれは行政を推進いたしたいと存じます。その次に、原子力委員会が実施官庁にもつてドバイスをすべきではないかということでございますが、すでに行政懇におきまして同等の意見を私たちはちょうどだいたしております。したがいまして、原子力委員会の中に、御承知のとおり、安全専門審査会があるわけでございますが、その審査会の中に商業用原子炉に関するところの特別の部会を設けております。この部会におきましては、詳細設計と、そして内閣総理大臣が許可いたしました基本設計との間に重大な問題があれば、事前に通産省にそのことに対する意見をわれわれは具申をいたしております。もちろん重大な故障、重大な事故、これらに関しましても当然具申をいたさなければならないような規定に相なつておりますので、そうしたことと、安全問題に関しましても、原子力委員会といたしましては通産省に今後も十二分に意見を開陳する所存でござります。(拍手)

て、御質問のとおり、原子力委員会と十分相談をいたしまして、また、その責任者に対しまする処等も嚴重にこれを行つた次第であります。

なおまた、この発電コストの問題でござりまするが、原子力発電のコストは、大体石油火力発電の約二分の一でございまして、今日稼働中の五基の分を考えましても、石油火力発電がキロワットアワー当たり八円のものが、大体四円というような状態であります。

かような次第で、発電コストという点から申すならば、最も経済性の高いことは申すまでもございません。

なおまた、総合エネルギー対策の上から申しますても、総理からも御答弁がございましたように、わが国のエネルギー事情の今後の非常な重大性にかんがみまして、特に原子力発電につきましては、これが遂行につきまして万全の体制と、同時にまた、今後の努力を必要とする次第であります。(拍手)

○議長(保利茂君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたしました。

午後二時二分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 福田 起夫君
外務大臣 堀山威一郎君
大蔵大臣 坊 秀男君
通商産業大臣 田中 龍夫君
農林大臣臨時代 国務大臣 長谷川四郎君
國務大臣 小川 平二君
自 治 大 臣 宇野 宗佑君

五

席政府委員
科学技術庁原子力安全局長 伊原 義徳君
資源エネルギー厅次長 大永 勇作君

昭和五十一年五月十九日 衆議院会議録第二十八号 朗読を省略した議長の報告

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（長谷川正三君外六名提出、衆法第一号）

國と地方公共団体との財政上の負担関係の健全化に関する法律案（小川新一郎君外三名提出、衆法第四四号）

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案（内閣提出第三〇号）

商工委員会付託

、昨十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

児童及び生徒の通学に要する交通費についての國の補助に関する法律案（小川仁一君外六名提出、衆法第四六号）

文教委員会付託

、昨十八日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

民法及び戸籍法の一部を改正する法律案（杏脱タケ子君外三名提出、参法第一六号）（予）

（議案送付）

法務委員会付託

、去る十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

國と地方公共団体との財政上の負担関係の健全化に関する法律案（長谷川正三君外六名提出、衆法第一号）

化に関する法律案(小川新一郎君外三名提出)
小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律
案(商工委員長提出)

可決した旨の通知書を受領した。
沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案

十年四月十八日から同年十二月二十六日までの間ににおいて決定された二〇三億八、〇三五万五千円の使用については、第七十八回国会におい

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（長谷川正三君外六名提出、衆法第一号）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第九号）

以上二件 内閣委員会付託

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(長谷川正三君外六名提出)

一 去る十七日、内閣から、衆議院議員枝村要作君提出山陽エバーアルミ株式会社の労使紛争に関する質問に対し、質問事項について調査・検討する必要があり、これに日時を要するため、昭和五十二年六月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

二 本件の議決理由
本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

衆法第四四号) 地方行政委員会 付託
日本國と大韓民國との間の両国に隣接する大陸
ハ棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う
石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特
別措置法案(内閣提出第三〇号)

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一

商工委員会
一、昨十八日、委員会に付託された議案は次のと
おりである。

部を改正する法律案
昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一

児童及び生徒の通学に要する交通費についての
国の補助に関する法律案（小川仁一君外六名提
出、衆法第四六号） 文教委員会 寸批

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等
部を改正する法律案

一、昨十八日、予備審査のため參議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等一部を改正する法律案

民法及び戸籍法の一部を改正する法律案（査訛
タケ子君外三名提出、參法第一六号）（予）

共済組合法方に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案
案を参議院に送付した。

(議案送付) 法務委員会 付託

共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等の共済組合法の一部を改正する法律案

、昨十八日、予審査のため次の本院議員提出
案を參議院に送付した。

国と地方公共団体との財政上の負担関係の健全化を目的とする「予算審査のための民間監視団」が、去る十七日、出案を参議院に送付した。

（議案通知書受領）

案を参議院に送付した。

、共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

、昨十八日、予備審査のため次の本院議員提出
案を参議院に送付した。

児童及び生徒の通学に要する交通費についての
国の補助に関する法律案（小川仁一君外六名提出
出）

、昨十八日、参議院において次の内閣提出案を

(議案通知書受領)

朗説を省略した議長の報告（昭和三〇年六月二日付）

昭和五十二年五月十九日 衆議院会議録第二十八号

昭和五十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その1)外三件(承諾を求めるの件)に関する報告書 昭和五十一年度一般会計公共事業

九三〇

なお、同年度特別会計予備費のうち、昭和五

十年五月二十三日から同年十二月二十六日まで

の間において決定された二、八七〇億六、八七
一円の使用については、第七十八回国会にお
いて、すでに承諾済みである。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和五十二年五月十七日

衆議院議長 保利 茂殿 決算委員長 芳賀 貢

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、

昭和五十一年度一般会計予備費の予算額一、五
〇億円のうち、昭和五十一年五月十四日から
同年十二月十七日までの間において決定された
一八五億四、三七七万七千円の使用につき、國
会の事後承諾を求めるため提出されたもので、
その内訳は、国内産糖製造事業等特別対策に必
要な経費、災害援護貸付金等に必要な経費、國
立らい療養所施設その他災害復旧に必要な経費
等二十八件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和五十一年度一般会計公共事業等予備費
使用総調書及び各省各所管使用調書(そ
の1)(承諾を求めるの件)に関する報告書

本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、

昭和五十一年度一般会計予備費の予
算額一、三五〇億円のうち、昭和五十一年十月
八日から同年十二月十七日までの間において決
定された一、一二四二億九、〇六九万八千円の使
用につき、国会の事後承諾を求めるため提出さ

れたもので、その内訳は、河川等災害復旧事業等
に必要な経費、冷害等に伴う土地改良事業等
に必要な経費、農業施設災害復旧事業に必要な
経費等三十二件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべき
ものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十一年度特別会計予備費使用総調書
及び各省各所管使用調書(その1)(承諾

十一の規定に基づき、昭和五十一年五月二十
日から同年三月三十日までの間において決定し
た一、九一九億四、九六八万一千円の経費増額
につき、予備費使用の例によつて国会の事後承
諾を求めるため提出されたもので、その内訳
は、労働保険特別会計徴収勘定における労働保
険料の他勘定への繰入れに必要な経費、郵便貯
金特別会計における支払利息に必要な経費等七

件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべき
ものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十二年五月十七日

衆議院議長 保利 茂殿 決算委員長 芳賀 貢

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、

昭和五十一年度特別会計予備費の予算額二兆
三、二四五億四、一三九万五千円のうち、昭和
五十一年十一月十九日から同年十二月十七日ま
での間において決定された一、七四五億九、四
二一万三千円の使用につき、国会の事後承諾を
求めるため提出されたもので、その内訳は、食
糧管理特別会計国内米管理勘定における国内米
の買入れに必要な経費、返還金等の調整勘定へ
繰入れに必要な経費及び良質米獎勵金の交付に
必要な経費等三特別会計の八件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は妥当と認め、承諾を与えるべき
ものと議決した次第である。

衆議院議長 保利 茂殿 決算委員長 芳賀 貢

一 本件の趣旨

本件は、昭和五十一年度特別会計予算總則第十一
条に基づく経費増額總調書及び各省各所管
経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)
に関する報告書

本件の趣旨

本件は、昭和五十一年度一般会計予備費の予
算額一、三五〇億円のうち、昭和五十一年十月
八日から同年十二月十七日までの間において決
定された一、一二四二億九、〇六九万八千円の使
用につき、国会の事後承諾を求めるため提出さ

れたもので、その内訳は、河川等災害復旧事業等
に必要な経費、冷害等に伴う土地改良事業等
に必要な経費、農業施設災害復旧事業に必要な
経費等三十二件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべき
ものと議決した次第である。

衆議院議長 保利 茂殿 決算委員長 芳賀 貢

一 本件の趣旨

本件は、昭和五十一年度特別会計予算總則第十一
条に基づく経費増額總調書及び各省各所管
経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)
に関する報告書

本件の趣旨

本件は、昭和五十一年度一般会計予備費の予
算額一、三五〇億円のうち、昭和五十一年十月
八日から同年十二月十七日までの間において決
定された一、一二四二億九、〇六九万八千円の使
用につき、国会の事後承諾を求めるため提出さ

れたもので、その内訳は、河川等災害復旧事業等
に必要な経費、冷害等に伴う土地改良事業等
に必要な経費、農業施設災害復旧事業に必要な
経費等三十二件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべき
ものと議決した次第である。

右報告する。

八日から同年十二月十四日までの間ににおいて決定した六九五億九〇六三万九千円の経費増額につき、予備費使用の例によつて国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、国債整理基金特別会計における短期証券償還に必要な経費、食糧管理特別会計調整勘定における国債整理基金特別会計へ繰入に必要な経費等七特別会計の十七件である。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和五十二年五月十七日

決算委員長 芳賀 貢

衆議院議長 保利 茂殿

昭和五十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その2)に関する報告書

一本件の趣旨

本件は、財政法第十五条の規定に基づき、報告されたもので、同条第二項による昭和五十一年度一般会計国庫債務負担行為限度額八〇〇億円のうち、昭和五十一年十一月十九日、昭和五十一年発生直轄道路災害復旧費について五億四、三〇〇万円の範囲内で債務負担行為をすることとしたものである。

のうち、昭和五十一年二月二十七日、昭和五十一年発生河川等災害復旧事業費補助等五件について二七九億一、五八一万四千円の範囲内で債務負担行為をすることとしたものである。

なお、昭和五十一年九月十九日決定された一億

七、二五九万二千円の範囲内で債務負担行為をすることとしたものについては、第七十七回国会において、すでに議決済みである。

二 本件の議決理由

本件の債務負担行為は、緊急の必要があつたものと認め、異議がないと議決すべきものと議決した次第である。

昭和五十二年五月十七日

決算委員長 芳賀 貢

衆議院議長 保利 茂殿

昭和五十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)に関する報告書

一本件の趣旨

本件は、財政法第十五条の規定に基づき、報告されたもので、同条第二項による昭和五十一年度一般会計国庫債務負担行為限度額八〇〇億円のうち、昭和五十一年十一月十九日、昭和五十一年発生直轄道路災害復旧費について五億四、三〇〇万円の範囲内で債務負担行為をすることとしたものである。

のうち、昭和五十一年二月二十七日、昭和五十一年発生河川等災害復旧事業費補助等五件について二七九億一、五八一万四千円の範囲内で債務負担行為をすることとしたものである。

本件の債務負担行為は、緊急の必要があつたものと認め、異議がないと議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十二年五月十七日

決算委員長 芳賀 貢
衆議院議長 河野 謙三

決算委員長 芳賀 貢

衆議院議長 河野 謙三

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年五月二日

参議院議長 河野 謙三

参議院議長 河野 謙三

衆議院議長 河野 謙三

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の三を第二十二条の四とし、第二十一条の二の次に次の二条を加える。

(販売目的の機械器具の所持の禁止)

第二十二条の三、何人も、販売の目的で、機械器具(金属で作られ、かつ、けん銃、小銃、機関銃又は獵銃に類似する形態及び撃発装置に相当する装置を有する物で、銃砲に改造することが著しく困難なものとして総理府令で定めるもの以外のものをいう。次項において同じ。)を所持してはならない。

二 本件の議決理由

本件の債務負担行為は、緊急の必要があつたものと認め、異議がないと議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

第三十一条第一項中「五年以下の懲役又は三十

万円以下の罰金」を「一年以上十年以下の懲役」に改め、同条第二項中「七年以下の懲役又は五十万円」を「一年以上の有期懲役又は一年以上の有期懲役及び三百万円」に改める。

第三十二条の二中「各号の」を「各号のいずれかに」、「五年」を「十年」に、「二十万円」を「百万円」に改め、「又は獵銃」を削る。

第三十三条の二中「各号の」を「各号のいづれかに」、「三十万円」に改め、同条を第三十一条の四とし、

第三十四条の二の次に次の二条を加える。

第三十二条の二中「各号の」を「各号のいづれかに」、「三十万円」を「二十万円」に改め、第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

第三十二条の三第一項の規定に違反して獵銃を所持した者

者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 第三条第一項の規定に違反して獵銃を所持した者

者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

三 第二十二条の三第一項の規定に違反した者

に、「三万円」を「二十万円」に改め、第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

第三十二条の三第一項の規定に違反した者に、「一万円」を「十万円」に改める。

第三十三条中「各号の」を「各号のいづれかに」、「三十万円」を「二十万円」に改める。

第三十四条中「第三十一条」を「第三十二条の二」に改める。

第三十五条中「各号の」を「各号のいずれかに、「一」万円」を「十万円」に改め、同条第一号中

二条の二第一項、第二十二条の四、第二十三条】に改める。

第三十七条中「第三十一条から第三十二条の三まで、第三十二条第一号若しくは第三号」を「第三十一条第二項若しくは第三項、第三十二条の二から第三十二条の四まで、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号」に改める。

附
則

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、第二十二条の三を第二十二条の四とし、第二十二条の二の次に一条を加える改正規定、第三十二条中第三号を第四号とし、第二号の次に一号を加える改正規定、第三十五条第一号の改正規定及び第三十七条の改正規定（第三十二条に係る部分に限る。）は、公布の日から起算して六月を経過した

旅行興味

2 日から施行する。
（武器等製造法の一部改正）
昭和二十八年法律第二百四十九号の一部を次のように改正する。
第三十一条後段中「第一号又は」及び「銃砲又は」を削り、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「違反した者」を「違反して武器（鎗砲を除く。）を製造した者」に改め、同条を第三

販売目的の模擬銃器の所持の禁止

本案は、最近における暴力団によるけん銃使用犯の多発傾向にかんがみ、けん銃等の密砲砲に改造することができる模擬銃器の販売目的の所持を規制するものであつて、その要は次のとおりである。

販売目的の模擬銃器の所持の禁止

金属で作られ、かつ、けん銃、小銃、機関銃

告書
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十五条中「前四条」を「第三十一条第二項若しくは第三項又は第三十一条の二から前条まで」に改める。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、
一年以上の有期懲役又は一年以上の有期懲役
及び三百円以下の罰金に処する。

る。

(二) 罰則の強化等

- (2) けん銃等の密製造に係る營利製造罪及び
未遂罪を新設するものとする。
(3) その他所要の改正を行うものとする。

し、その実効に遺憾なきを期すべきである。

銃砲刀劍類所持等取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

〔別紙〕
衆議院議長 保利 茂殿 地方行政委員長 地崎宇三郎

右報告する。
決した。

ければならないこととする修正案が提出されたが、否決された。

卷之三

銃又は獣銃に類似する形態及び整発装置に相当する装置を有する物で、銃砲に改造すること

ければならないこととする修正案が提出されたが、否決された。

九三

銃等の供給源を封するため、販売を目的とした模擬銃器の所持を禁止するとともに、けん銃等の輸入禁止違反及び所持禁止違反等に対する罰則を強化しようとする本案は妥当と認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、日本社会党提案により、佐藤敬治君から、総理府令の制定に当たつては、模擬銃器審議会を設け、その意見を聞かなければならぬ旨の意見が述べられ、採択された。

にかんがみ、暴力団等のこの種犯罪に対する取締りを継続徹底するなど暴力団犯罪絶滅のための対策を講ずること。

右決議すること。

三 銃砲による危害を防止し、公共の安全を確保するため、獣弾用火薬類の不正流出防止の徹底を期すること。

(昭和五十二年四月以後の資格喪失事由等に係る退職年金等の最低保障及び遺族年金の額に係る加算の特例)

22 附則第十四項の規定は、昭和五十二年四月一日以後に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同

日以後に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての

当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る退職年金、障害年金及び遺族年金（法第四十一条の規定の適用がある遺族年金を除く。次項及び附則第二十四項において「昭和五十二年四月以後の年金」と総称する。）の額

23 昭和五十二年四月以後の年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したとき（遺族年金を受ける権利を有する妻、子又は孫が六十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

24 昭和五十二年四月以後の年金のうち遺族年金（次項において「昭和五十二年四月以後の遺族年金」という。）であつて、その年金たる給付を受ける権利を有する者が六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻であるものについては、その年金に係る五十二年四月以後の比較対象年金額」と

いう。」が」と、「三十二万九千六百円」とあるの

は「五十八万九千円」と、「二十四万九千二百円」とあるのは「四十四万八百円」と、「十六万八百円」とあるのは「二十九万四千五百円」と、

「十二万六百円」とあるのは「二十二万九百円」と、「八万四百円」とあるのは「十四万七千三百円」と読み替えるものとする。

25 昭和五十二年四月以後の遺族年金を受ける権利を有する者（遺族である子がいる六十歳未満の妻を除く。）が昭和五十二年八月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

26 附則第二十一項及び第二十二項の規定は、附則第二十二項において準用する附則第十四項

一 その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上である年金 三十二万円

二 その額の計算の基礎となつた組合員期間が九年以上である年金（前号に掲げる年金を除く。）二十四万円

第一条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

三 前二号に掲げる年金以外の年金 十六万円

第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額
第一級	六二、〇〇〇〇円	六三、〇〇〇〇円未満
第二級	六四、〇〇〇〇円	六三、〇〇〇〇円以上
第三級	六八、〇〇〇〇円	六六、〇〇〇〇円未満
第四級	七二、〇〇〇〇円	七〇、〇〇〇〇円以上
第五級	七六、〇〇〇〇円	七四、〇〇〇〇円未満
第六級	八〇、〇〇〇〇円	七八、〇〇〇〇円以上
第七級	八四、〇〇〇〇円以上	八二、〇〇〇〇円未満

前の例による。

(旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置)

第四条 改正後の三十九年改正法附則第四条第十号の規定は、昭和五十二年四月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 この附則に規定するものほか、給付及び標準給与に関する規定の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

理由

農林漁業団体職員共済組合による給付に関し、他の共済組合制度に準じて改善しようとするものであり、その要旨は次のとおりである。

この附則に規定するものほか、給付及び標準給与に関する規定の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

退職年金等の引上げ

昭和五十一年三月までに発生した年金について、その年金額の算定の基礎となつた平均標準給与を昭和五十一年度の国家公務員給与の改善内容(平均上昇率七・〇%)を基礎として増額することにより、年金額を昭和五十二年四月分から引き上げること。

この法律案を提出する理由である。

退職年金等の最低保障額の引上げ

退職年金等について、その最低保障額を昭和五十二年四月分から引き上げるほか、六十歳以上の者等に係る遺族年金については、その上下限の引上げ等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林漁業団体職員共済組合による給付に関し、他の共済組合制度に準じて、既裁定年金の額の改定、年金の最低保障額の引上げ、標準給与の月額の上下限の引上げ等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

昭和五十二年度一般会計予算(農林省所管)に、農林漁業団体職員共済組合助に必要な経費として九十三億五百二十三万七千円が計上されている。

この法律案を提出する理由である。

標準給与の下限及び上限の引上げ

標準給与の下限及び上限の引上げ

この法律案を提出する理由である。

出に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、農林漁業団体職員共済組合による給付に關し、他の共済組合制度に準じて改善しようとするものであり、その要旨は次のとおりである。

(1) 既裁定年金の額の引上げ

昭和五十一年三月までに発生した年金について、その年金額の算定の基礎となつた平均標準給与を昭和五十一年度の国家公務員給与の改善内容(平均上昇率七・〇%)を基礎として増額することにより、年金額を昭和五十二年四月分から引き上げること。

二 議案の可決理由

本案は、国家公務員共済組合等他の共済組合制度の改善に準じて改善を図らうとするもので

あり、その措置は適当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十二年度一般会計予算(農林省所管)に、農林漁業団体職員共済組合助に必要な経費として九十三億五百二十三万七千円が計上されている。

この法律案を提出する理由である。

〔別紙〕

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案に対する

法律案の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

4 施行期日

施行期日は、公布の日とし、(3)の規定によれば、昭和五十二年四月一日から適用する。

附帯決議

政府は、本制度の健全な発展を図るために、左記事項について検討を加え、その実現に努力すべきである。

記

一年金財政の健全化のため、給付費に対する国庫補助率を百分の二十以上に引き上げるとともに財源調整費補助の増額を図ること。

二 退職年金等の最低保障額について

退職年金等の最低保障額については、その給付水準の引上げを図ること。特に、遺族年金については早急に改善を図ること。

三 既裁定年金の改定について

既裁定年金の改定については、公務員給与の引上げに対応した自動スライド制の導入を検討すること。

四 農林漁業団体職員の給与等その待遇改善が図られるよう配意すること。

右決議する。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案

職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案(内閣提

る法律等の一部を改正する法律案(内閣提

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報

一 配偶者を伴う在外職員以外の者(次号に該当する者を除く)限度額の百分の八十に相当する額

する法律案

右

二 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十二年二月八日
国会に提出する。

内閣総理大臣 福田 起夫

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年

法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十九条の六」を「第十九条の七」に改める。

第十一条第一項中「前条」を「第九条」に改める。

第十二条第一項ただし書中「(配偶者を伴う在外職員以外の者にあつては、その額の百分の八十に相当する額)」を「(次項において「限度額」という。)」に改め、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前条ただし書(限度に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる在外職員に支給する住居手当の月額の限度は、当該在外職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

日本国大使館 アルジェリア アルジエリア
国大使館 アンゴラ アンゴラ
ジランダ日本国大使館 スワジランダ スワジランダ
セイシェル エムババーン エムババーン
スワジランド ヴィクトリア 「に、「フォール・ラミー」を「ウンジャメナ」に、「在中

3 前項第二号に該当する在外職員が外務省設置法第二十五条第四項に規定する指定を解除された場合において、外務省令で定めるところによりやむを得ない事情があると認めるときは、外務省令で定める期間に限り、当該指定を解除された在外職員に対し、前項第二号の額を限度として住居手当を支給することができる。

第十五条の二中「一万一千円」を「一万八千円」に改める。

別表第一の一 大使館の表中近東の項中「アッシャーブ」を「アデン」に改め、同表アフリカの項中

「在アルジェリア日本国大使館」を「在アルジエリア」に、「在アンゴラ日本

「在アルジエリア」に、「バサースト」を「バンジュル」に、「在スワジランド日本国大使館」を「在セイシェル日本国大使館」に、「

官 報 (号 外)

中央アフリカ共和国日本国大使館

國」^ノ「中央アフリカ」^ノ皆是也。
「中央アフリカ共和

第一の三 領事館の表中南米の項中	「中南米」	在マナオス日本国領事館	マレイシア	ペナン	に改める。
マナオス	「」を「中南米」	在エソカルナシオン日本国領事館	ブリテン マニラ	マニラ	マニラ
在マナオス日本国領事館	「」を「中南米」	在マナオス日本國領事館	マニラ	マニラ	マニラ
マナオス	「」を「中南米」	在マナオス日本國領事館	マニラ	マニラ	マニラ
在マナオス日本國領事館	「」を「中南米」	在マナオス日本國領事館	マニラ	マニラ	マニラ

別表第11の三 領事館の表中南米の項中	中南米	マナオス	380,000	362,900
---------------------	-----	------	---------	---------

別表第1)の 大使館の表アフリカの項中	アルジェリア	600,000	510,000	492,500	465,100
アルジニア	600,000	510,000	492,500	465,100	413,100
アンゴラ	620,000	580,000	580,000	523,500	478,400
				416,600	362,400
					320,500

237,800	219,000	201,700	181,500	164,100	146,800	128,400	116,000	103,700	91,400	79,100	66,800	54,500	42,200	30,900	18,600	6,300	4,000	1,700	800	300	100	50	20	10	5	2	1	0						
260,900	242,800	213,800	195,700	177,600	159,500	143,600	127,400	111,200	95,000	78,800	62,600	46,400	30,200	14,000	7,800	1,600	800	400	200	100	50	20	10	5	2	1	0							
284,400	260,900	242,800	213,800	195,700	177,600	159,500	143,600	127,400	111,200	95,000	78,800	62,600	46,400	30,200	14,000	7,800	1,600	800	400	200	100	50	20	10	5	2	1	0						
470,700	440,600	394,400	345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600	127,400	111,200	95,000	78,800	62,600	46,400	30,200	14,000	7,800	1,600	800	400	200	100	50	20	10	5	2	1	0		
530,000	490,000	470,700	440,600	394,400	345,500	297,800	263,200	231,400	212,700	196,800	175,400	159,500	143,600	127,400	111,200	95,000	78,800	62,600	46,400	30,200	14,000	7,800	1,600	800	400	200	100	50	20	10	5	2	1	0

附則

この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中、在アンゴラ及び在セイシェルの各日本国大使館、在ペナン日本国総領事館並びに在エンカルナシオン日本国領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

昭和五十二年五月十九日 衆議院會議錄第二十八号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務告書

九四二

2 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一 大使館の表アフリカの項の改正規定中「サンタ・イサベル」を「マラボ」に改める

3 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

理
成

在外公館を新設し、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額を定めるほか、子
女教育手当の月額を改定するとともに、外務省設置法の規定により外務大臣が指定する一部の在外職
員について住居手当の月額を調整する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案の主な内容は、次のとおりである。

勤務する外務公務員の給与に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出)に関する
報告書

事務を代理すべき者として指定されている者
のうち、外務大臣が特に指定するものに支給
する住居手当の月額を調整すること。

議案の要旨及び目的

2 子女教育手当の月額を年少子女一人につき、一万二千円から一万八千円に引き上げること。

3 在アンゴラ及び在セイシェルの各日本国大使館、在ペナン日本国総領事館並びに在エンカルナシオン日本国領事館をそれぞれ新設するとともに、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること。

4 既設の在外公館について、国名、首都名の変更に伴う所要の改正を行うこと。

なお、施行期日は、昭和五十二年四月一日としている。ただし、大使館、総領事館及び領事館の新設に関する規定は、政令で定める日から施行することとしている。

二 議案の修正議決理由

本來は、外交活動の円滑かつ効率的な遂行を期するため、必要な措置と認めるが、施行期日については、修正することを適当と認め、別紙

る法律案及び同報 九四二

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約一億三千七

百五十万円が、昭和五十二年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和五十二年五月十八日

內閣委員長 正示啓次郎

衆議院議長 保利 茂殿

別紙

(小字及び一は修正)

附
則

律は、
昭和五十二年四月一日から施行
公布の日

1 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中左アンゴ

卷之三

テ及び在セイシールの各日本大使館 在ペナ

ン日本国総領事館並びに在エンカルナシオン日

本国領事館に関する部分は、政令で定める日か

10

2

この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十二条及び第十五一条の二の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

23

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤

務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第七十五号)の

一部を次のように改正する。

別表第一の一 大使館の表アフリカの項の改

正規定中「サンタ・イサベル」を「マラボ」に改め

る。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第六十号)の一

部を次のように改正する。

別表第一の一 大使館の表アフリカの項の改

正規定中「コレント・マルケス」を「マブト」に改める。

昭和五十二年五月十九日 衆議院會議錄第二十八号

九四四

明治二十五年三月三日
第三種郵便物
可印

定価

一部

一一〇円

發行所

東京都港区赤坂見附二番地 郵便番号一〇七
大藏省印刷局
電話 東京 五六二 四四一(大代)